

**VI 人権**

**1. DVについて**

**(1)千葉県における相談、一時保護の状況**

**○相談件数及び一時保護件数の年次推移**

千葉県における相談件数は1万6千件を超えています。そのうちDVについての相談は約5千件あり、相談件数全体の約3割となっています。

図表71 機関別相談件数の推移(千葉県) (件)

区分	女性サポートセンター (婦人相談所)※1		男女共同参画センター ( )はうち男性件数※2		健康福祉センター		合 計		
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	DV相談の割合
27年度	11,345	2,400	7,306 (509)	1,117 (27)	2,276	1,827	20,927	5,344	25.5%
28年度	10,091	2,441	8,016 (789)	1,197 (45)	2,162	1,687	20,269	5,325	26.3%
29年度	7,876	2,149	7,253 (632)	1,196 (39)	2,048	1,403	17,177	4,748	27.6%
30年度	7,680	2,433	7,688 (735)	1,257 (40)	2,075	1,337	17,443	5,027	28.8%
令和元年度	7,421	2,630	7,514 (671)	1,410 (40)	2,093	1,346	17,028	5,386	31.6%
令和2年度	7,720	2,535	6,748 (646)	1,145 (58)	1,998	1,297	16,466	4,977	30.2%

資料出典:千葉県児童家庭課

※1 女性サポートセンター及び男女共同参画センターの相談件数は専門相談も含む。

※2 男性のDV相談件数は被害者のみ。

図表72 機関別相談形態別相談件数及び割合(千葉県) (件)

		相談形態				合計	
		電話相談	うちDV	面接相談	うちDV	総数	うちDV
女性サポートセンター (婦人相談所)※	件数	7,669	2,489	51	46	7,720	2,535
	割合	99.3%	98.2%	0.7%	1.8%	100%	100%
男女共同参画センター	件数	6,082	755	666	390	6,748	1,145
	割合	90.1%	65.9%	9.9%	34.1%	100%	100%
健康福祉センター	件数	1,610	949	388	348	1,998	1,297
	割合	80.6%	73.2%	19.4%	26.8%	100%	100%
合 計	件数	15,361	4,193	1,105	784	16,466	4,977
	割合	93.3%	84.2%	6.7%	15.8%	100%	100%

資料出典:千葉県児童家庭課

※相談件数については、男性女性を含む。

※女性サポートセンターの相談については、専門相談を含み、女性のみ。

※男女共同参画センターの相談については、専門相談を含む。

図表73 専門相談件数(千葉県) (単位:件)

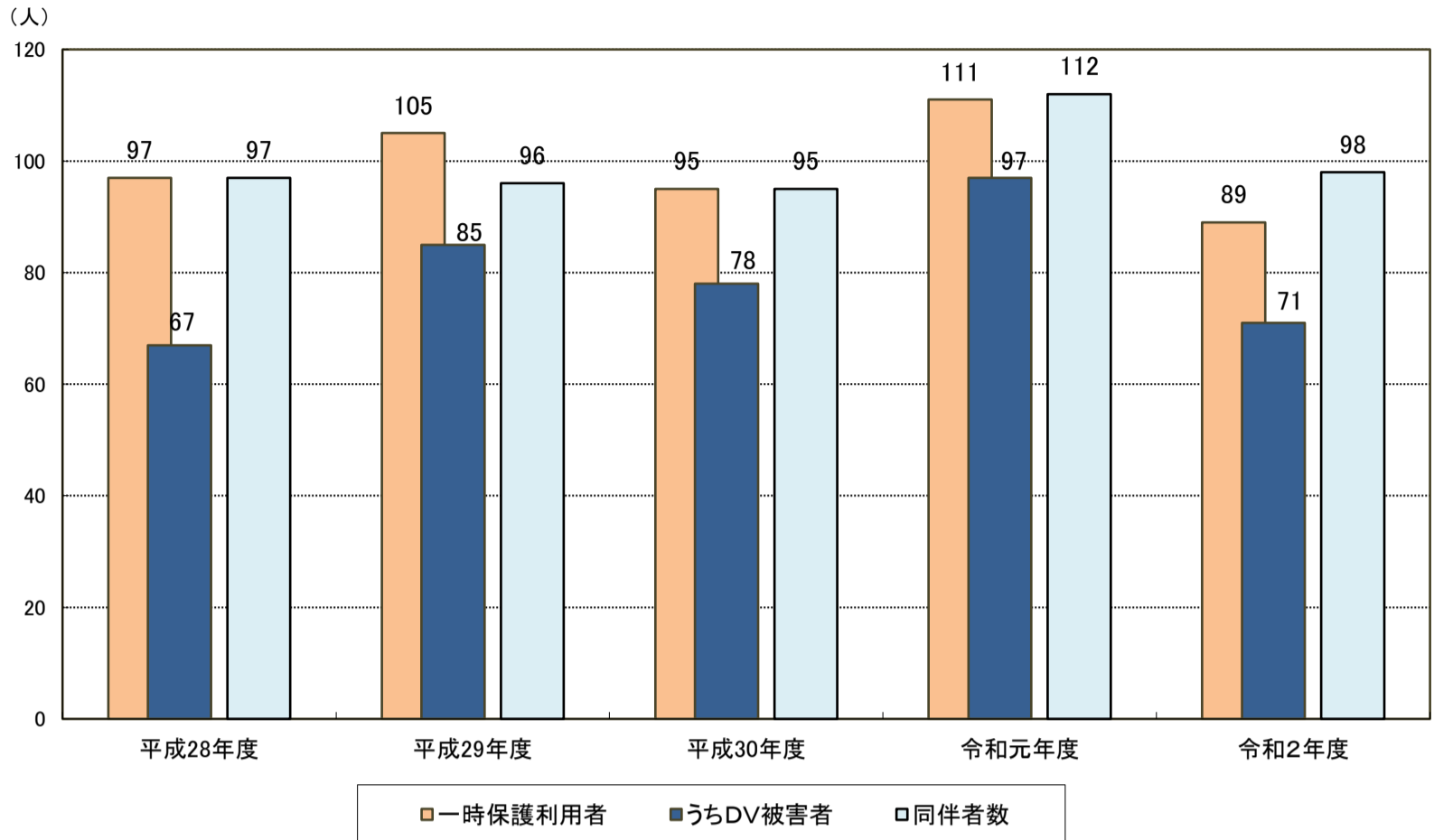
年度	法律 相談	うちDV	心とからだの 健康 相談	うちDV	カウンセリング	うちDV	こころの 相談	うちDV
平成27年度	111	102	0	0	513	185	34	14
平成28年度	75	64	23	18	501	235	26	9
平成29年度	80	72	0	0	377	180	26	15
平成30年度	80	71	0	0	447	260	28	12
令和元年度	73	33	0	0	439	266	31	27
令和2年度	79	72	0	0	429	198	25	14

資料出典:千葉県児童家庭課

※カウンセリングの件数については、男性女性を含む。

専門相談は、男女共同参画センター、女性サポートセンターで実施

図表74 一時保護件数の推移(千葉県)



資料出典:千葉県児童家庭課

(2)市町村におけるDV相談状況

令和2年4月現在, 54市町村全てにおいてDV相談窓口を整備しています。また, 市町村では, 相談窓口以外でもDV相談を受け付けており, ここ数年のDV相談の総数は9千件前後となっています。

図表75 市町村におけるDV相談件数(千葉県)

(単位:件)

年度	総数	相談方法		処理状況				
		電話	来所	相談情報提供のみ	庁内機関処理	他機関への引継		
						婦人相談所	警察	その他
27年度	9,375	4,939	4,436	7,872	1,154	71	69	209
		52.3%	47.3%	84.0%	12.3%	0.8%	0.7%	2.2%
28年度	9,297	4,420	4,877	8,147	844	66	78	162
		47.5%	52.5%	87.6%	9.1%	0.7%	0.8%	1.7%
29年度	8,832	4,365	4,467	7,648	822	96	68	198
		49.4%	50.6%	86.6%	9.3%	1.1%	0.8%	2.2%
30年度	8,853	4,256	4,597	7,754	809	64	70	156
		48.1%	51.9%	87.6%	9.1%	0.7%	0.8%	1.8%
令和元年度	9,140	4,502	4,638	7,888	924	89	67	172
		49.3%	50.7%	86.3%	10.1%	1.0%	0.7%	1.9%
令和2年度	9,993	5,506	4,487	8,588	1,042	92	58	213
		55.1%	44.9%	85.9%	10.4%	0.9%	0.6%	2.1%

資料出典:千葉県児童家庭課

(3)千葉県警察におけるDV事案の取扱状況

千葉県警察における令和2年のDV事案の相談件数は3,684件で、前年と比べ減少しています。そのうち加害者と婚姻関係（元婚姻関係を含む。）にあるものが約8割であり、被害者は女性が多くなっています。また、防犯指導や加害者への指導警告の措置件数は減少しています。

図表76 千葉県警察におけるDV相談状況 (単位:件)

年度	総数(対応票作成件数)	加害者との関係			被害者の性別		
		婚姻	内縁	その他	女性	男性	その他
平成25年	1,894	婚姻	1,681	88.8%	女性	1,787	94.4%
		内縁	213	11.2%	男性	107	5.6%
平成26年	2,354	婚姻	1,860	79.0%	女性	2,155	91.5%
		内縁	494	21.0%	男性	199	8.5%
平成27年	2,727	婚姻	2,176	79.8%	女性	2,389	87.6%
		内縁	551	20.2%	男性	338	12.4%
平成28年	3,311	婚姻	2,634	79.6%	女性	2,673	80.7%
		内縁	677	20.4%	男性	638	19.3%
平成29年	3,165	婚姻	2,534	80.1%	女性	2,516	79.5%
		内縁	631	19.9%	男性	649	20.5%
平成30年	3,280	婚姻	2,573	78.4%	女性	2,551	77.8%
		内縁	707	21.6%	男性	729	22.2%
令和元年	3,725	婚姻	2,880	77.3%	女性	2,803	75.2%
		内縁	845	22.7%	男性	922	24.8%
令和2年	3,684	婚姻	2,801	76.0%	女性	2,733	74.2%
		内縁	883	24.0%	男性	951	25.8%

資料出典:千葉県警察本部

※26年以降は、内縁の件数に、同棲関係にある件数を含む(26年にDV防止法が一部改正され、同棲関係にある相手からの暴力がDV事案の対象となったため)。

図表77 千葉県警察における措置状況(複数計上) (単位:件)

年度	事件化	防犯指導	加害者への指導警告	他機関引継	保護命令制度教示	援助	その他	計
平成25年	163	1,861	851	173	832	490	606	4,976
平成26年	242	2,336	1,176	228	980	587	579	6,128
平成27年	238	2,717	1,509	777	800	560	530	7,131
平成28年	287	3,266	1,993	320	498	267	734	7,365
平成29年	253	3,133	2,033	328	466	223	812	7,248
平成30年	213	3,258	2,260	305	432	191	479	7,138
令和元年	231	3,720	2,665	372	271	231	201	7,691
令和2年	173	3,670	2,576	401	257	243	257	7,577

資料出典:千葉県警察本部

(4)保護命令の発令状況

平成13年10月の「DV防止法」の施行により、被害者の安全確保のため、裁判所は、被害者の申立てにより加害者を被害者から引き離す「保護命令」が出せることになりました。

平成13年10月～令和3年3月までの千葉地方裁判所管内の保護命令発令件数は1,274件で、全国で4番目となっています。

図表78 保護命令の発令状況(全国順位) (単位:件)

順位	地方裁判所管内	保護命令発令件数
1	大阪	4,422
2	神戸	2,053
3	東京	1,858
4	千葉	1,274
5	仙台	1,246

資料出典:最高裁判所事務総局民事局(千葉県児童家庭課)

※DV防止法施行から令和3年3月までの累計

## 2 性犯罪(女性に対する性的暴行事案等)

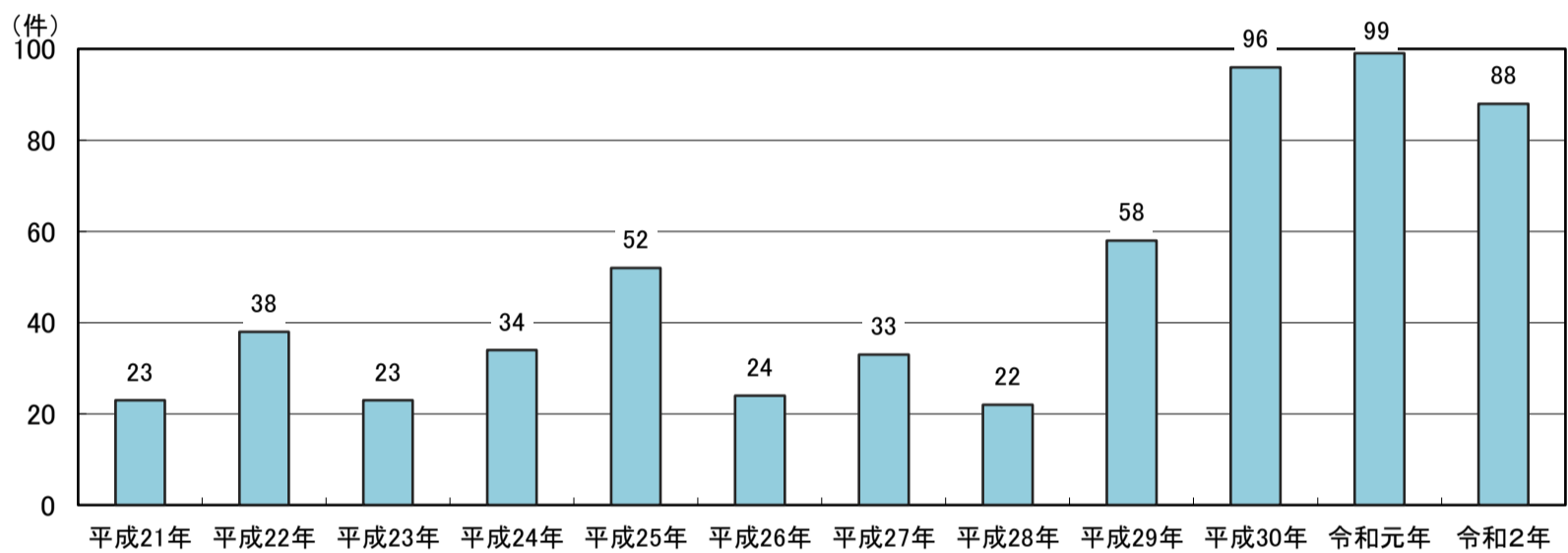
### (1)相談件数

千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数は、下のグラフのとおりです。

性犯罪は、犯罪被害者の心理的ダメージが大きく、他人に相談しにくいことから相談をためらうなど、潜在性が高いといわれています。

千葉県警察本部では、女性専用の犯罪被害等の相談窓口「女性被害110番」を運用していたところ、平成29年8月3日から性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者相談電話窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103（ハートさん）」を導入したものです。#8103にダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪相談窓口につながります。性犯罪被害者に対して「あなたの心（ハート）に寄り添う相談電話があるから相談してみてください」という思いを込め、性犯罪110番を設けて性犯罪被害に関する相談対応をしています。

図表79 千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数の推移

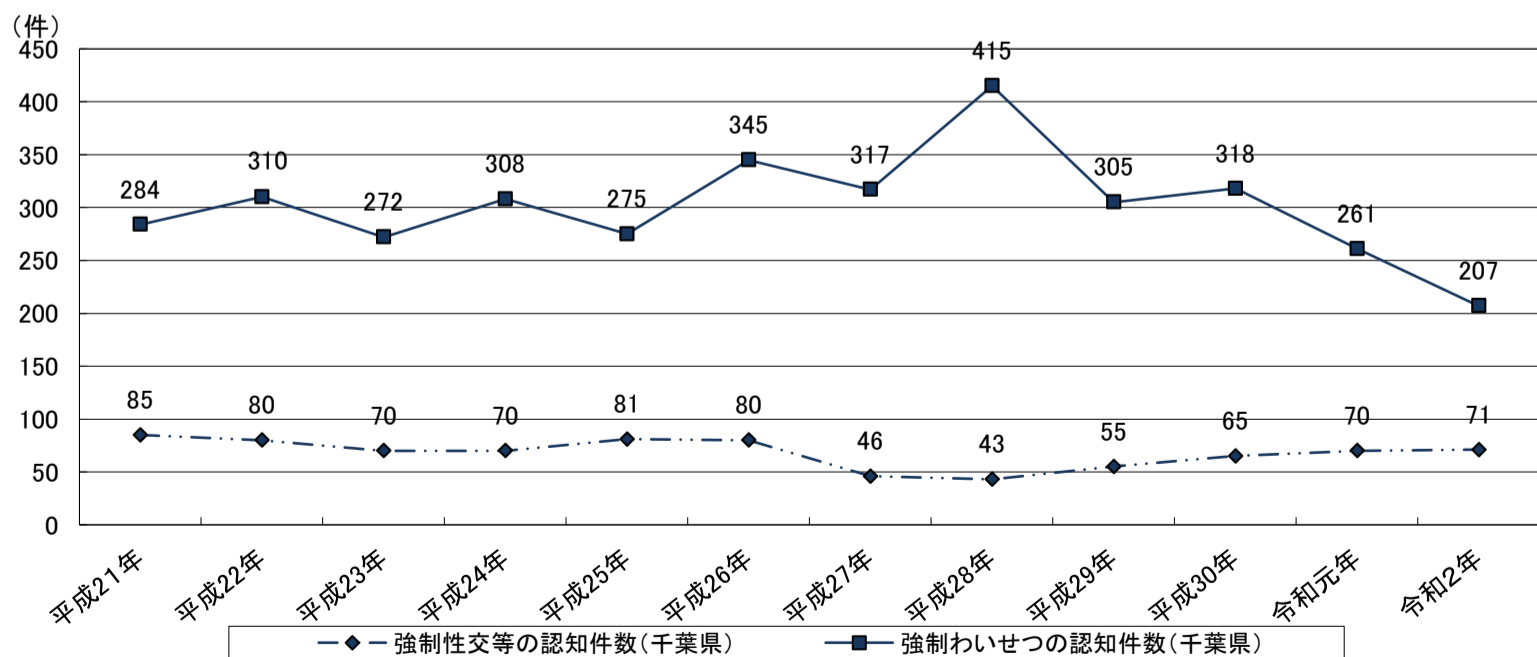


資料出典:千葉県警察本部

### (2)性犯罪の認知件数

千葉県における令和2年の強制性交等の認知件数は71件で、強制わいせつの認知件数は207件であり、前年と比べ、強制性交等の認知件数は増加しているが、強制わいせつの認知件数は減少しています。

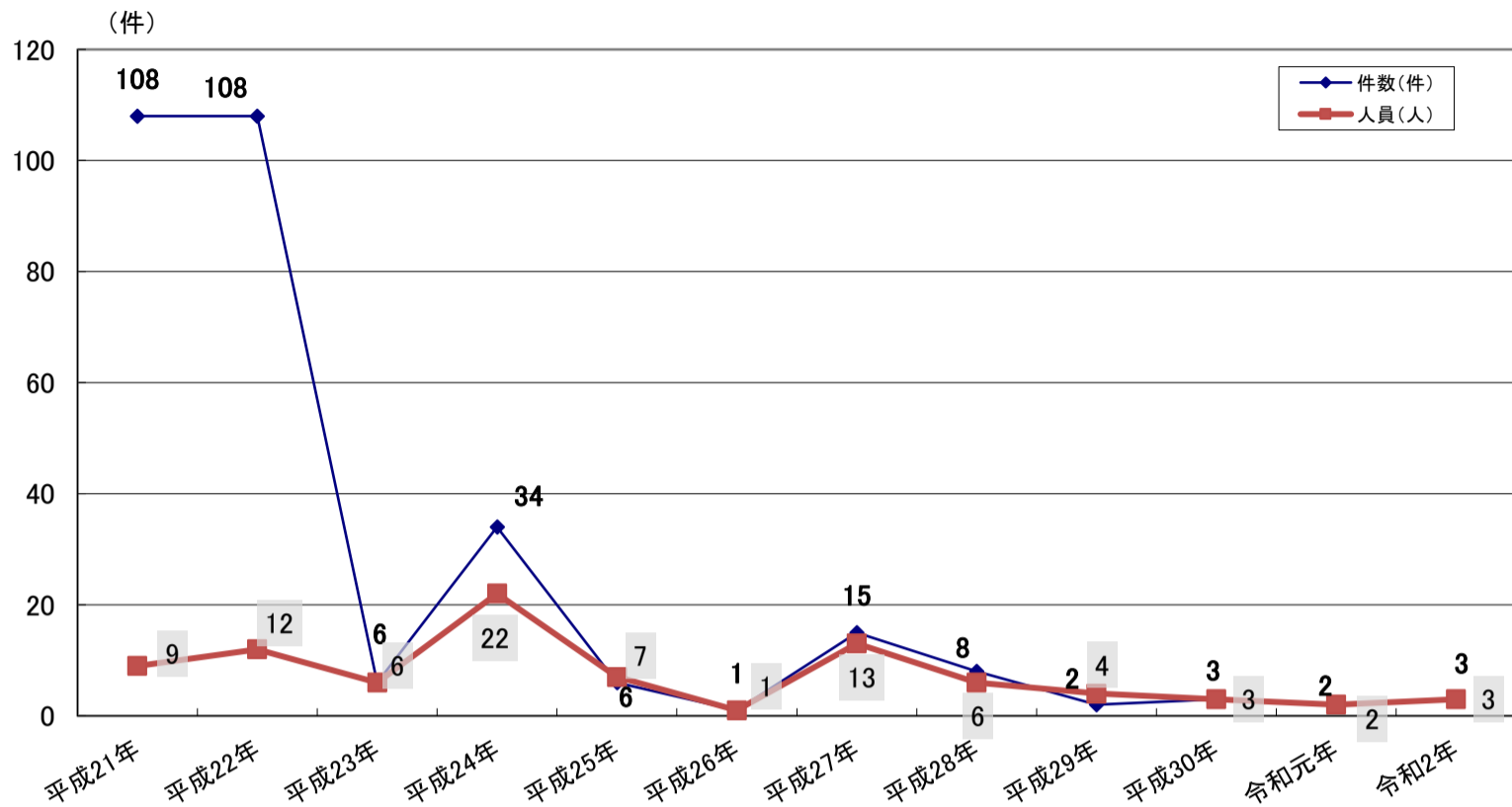
図表80 強制性交等・強制わいせつの認知件数(千葉県)



資料出典:千葉県警察本部

※刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

図表81 売春防止法違反の送致状況(千葉県)



資料出典:千葉県警察本部

### 3 ストーカー

千葉県における令和2年のストーカー事案の認知件数は487件であり、前年と比べて増加しています。また、ストーカー規制法による警告等の行政措置の件数及びストーカー規制法によらない防犯指導等の措置の件数についても増加しています。

図表82 ストーカー事案の認知件数及び措置状況(千葉県)

(単位:件)

年次	認知件数	検 挙			ストーカー規制法による行政措置 (警告・援助)	ストーカー規制法によらない措置 (防犯指導・警ら等)
		計	ストーカー規制法	他法令		
平成25年	550	110	31	79	115	677
平成26年	600	80	24	56	157	916
平成27年	529	87	29	58	140	847
平成28年	651	113	27	86	122	1,031
平成29年	731	84	20	64	86	1,142
平成30年	532	95	25	70	51	819
令和元年	437	74	16	58	44	707
令和2年	487	85	31	54	57	777

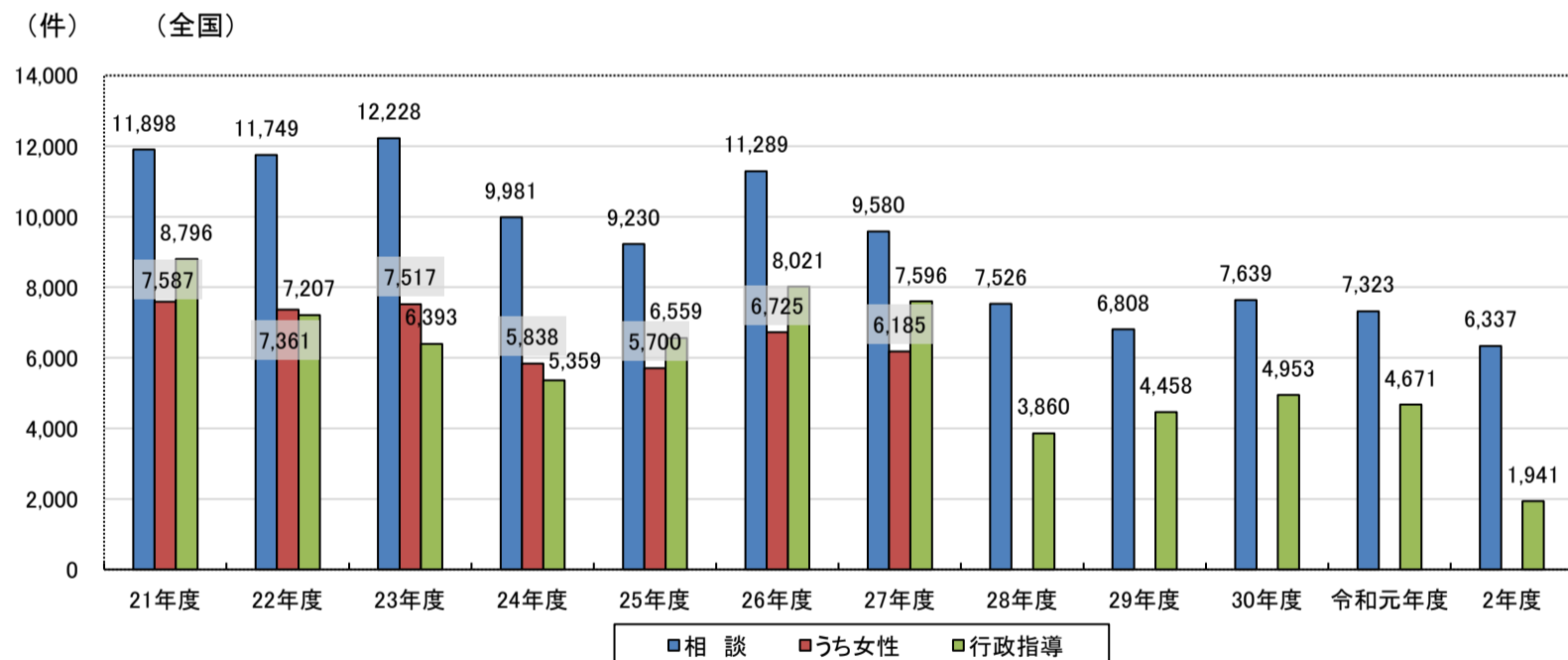
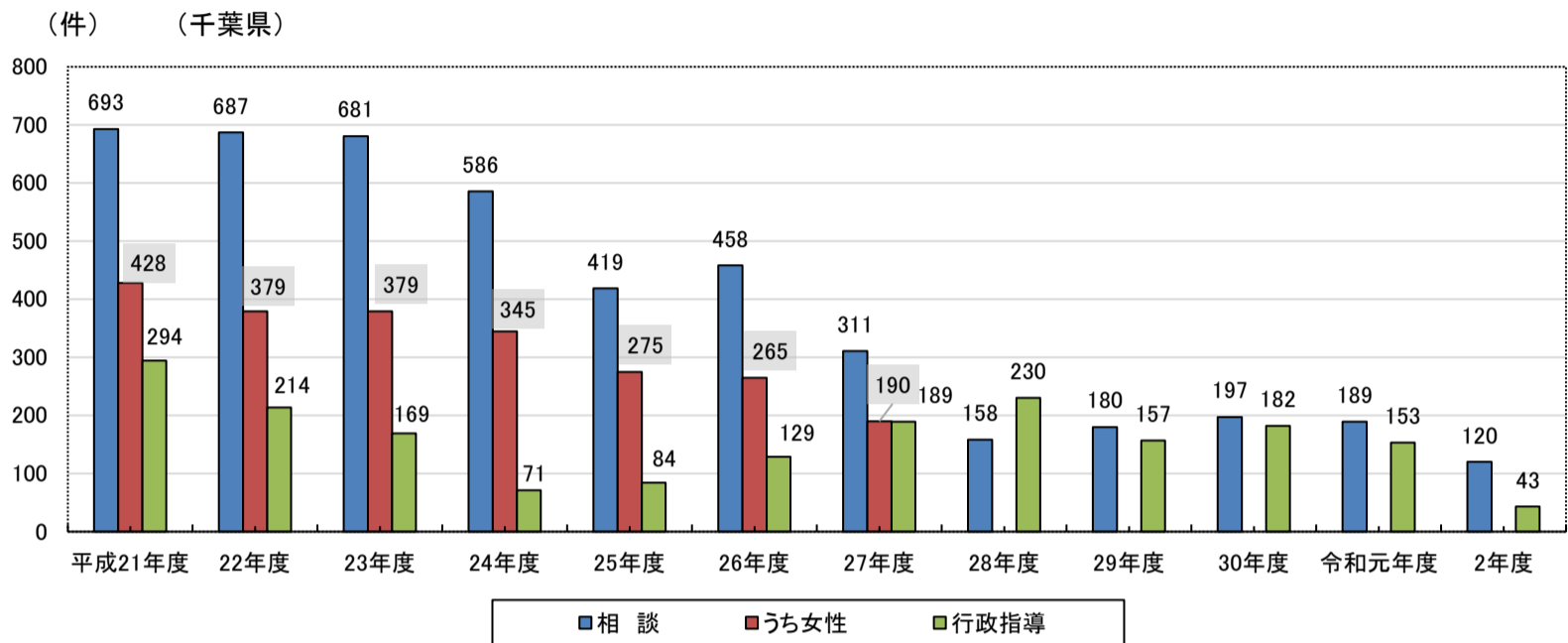
資料出典:千葉県警察本部

※ストーカー規制法によらない措置は、複数計上である。

#### 4 セクシュアル・ハラスメント

平成19年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主に義務づけられてきた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して雇用管理上必要な措置が拡充されるとともに、紛争解決の援助制度が利用できるようになりました。そのため、平成19年度に相談件数が急増し、その後は減少傾向にあります。

図表83 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談・指導件数の推移及び全国比較(千葉県・全国)



セクシュアル・ハラスメント相談・指導件数

項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国
相談件数	180	6,808	197	7,639	189	7,323	120	6,337
行政指導件数	157	4,458	182	4,953	153	4,671	43	1,941

資料出典: 千葉労働局 雇用環境・均等室

※セクシュアルハラスメントについて、平成27年度以前と平成28年度以降で算定方法が異なるため、単純比較できない。

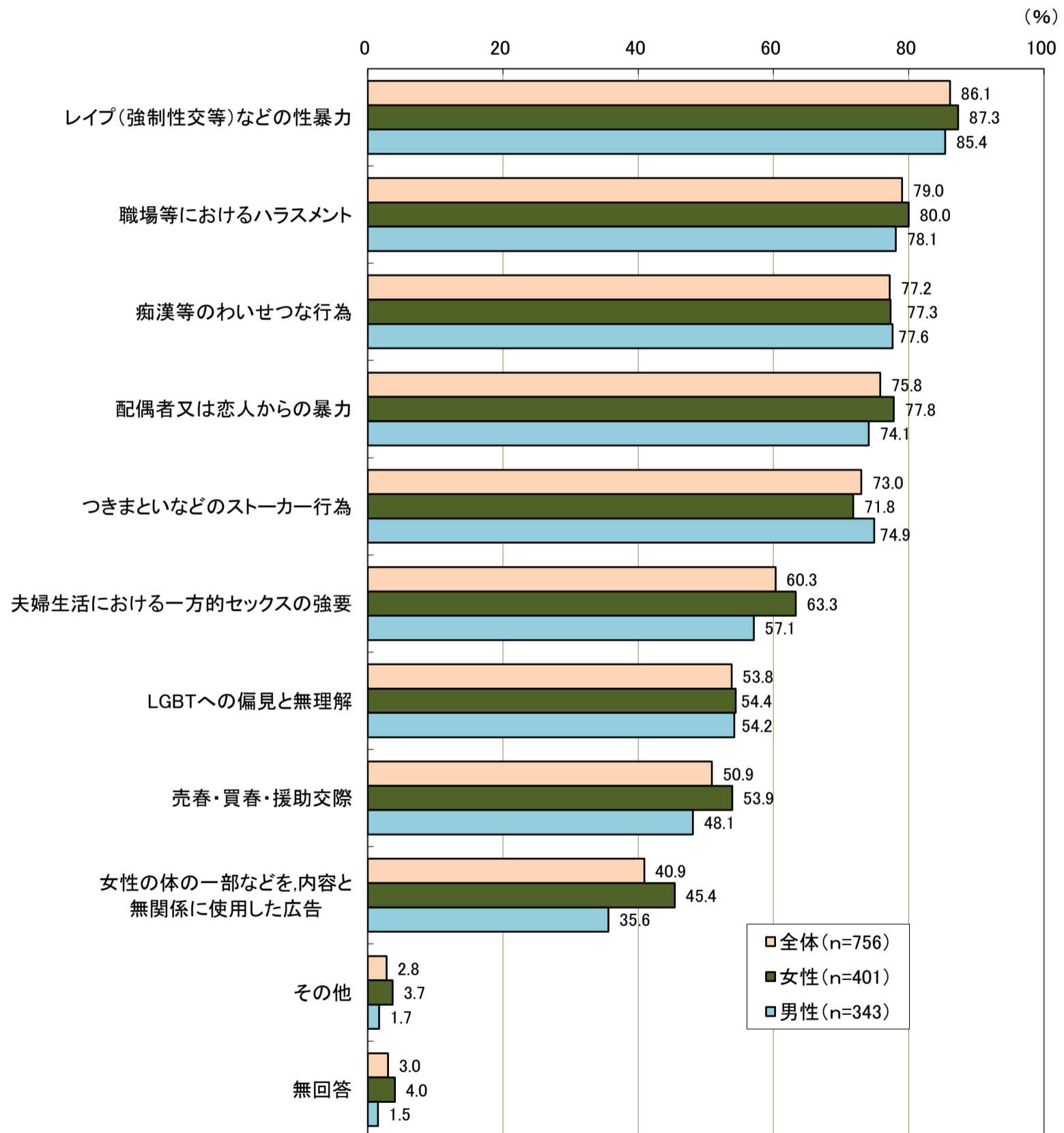
※相談者の男女別の件数は把握していない。

### 5 人権が侵害されていると感じること

県民意識調査において、人権が侵害されていると感じることについて聞いたところ、「レイプ（強制性交等）などの性暴力」が86.1%で最も高く、次いで「職場等におけるハラスメント」が79.0%、「痴漢等のわいせつな行為」が77.2%となっています。

性別でみると、「女性の体の一部などを、内容と無関係に使用した広告」は女性が男性よりも9.8ポイント高く、「売春・買春・援助交際」も女性が5.8ポイント高くなっています。一方、「つきまといなどのストーカー行為」は男性が女性よりも3.1ポイント高くなっています。

図表84 人権が侵害されていると感じること(千葉県)



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

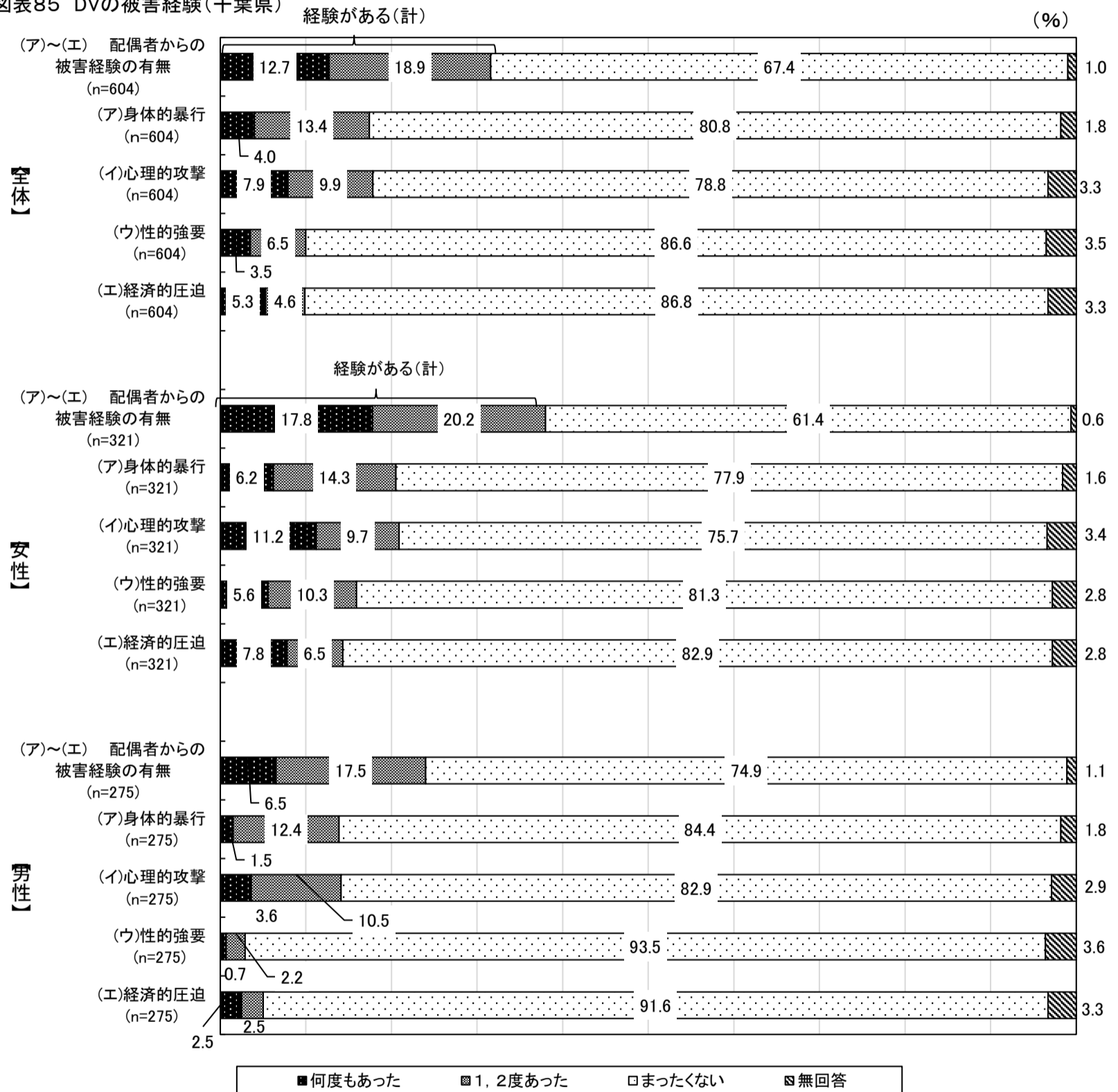
## 6. DVの被害について

### (1)DVの被害経験

県民意識調査において、DVの被害経験について聞いたところ、全体”（ア）～（エ）配偶者からの被害経験の有無”は、『経験がある（計）』が31.6%、「まったくない」が67.4%となっています。

性別でみると、”（ア）～（エ）配偶者からの被害経験の有無”，各行為全てで『経験がある（計）』は女性が男性よりも高くなっており、”（ア）～（エ）配偶者からの被害経験の有無”を比較すると、女性が14.0ポイント高くなっています。

図表85 DVの被害経験(千葉県)



(ア)身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど  
 (イ)心理的攻撃：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など  
 (ウ)性的強要：いやがっているのに、性的な行為を強要される、見たくないのにポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど  
 (エ)経済的圧迫：生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

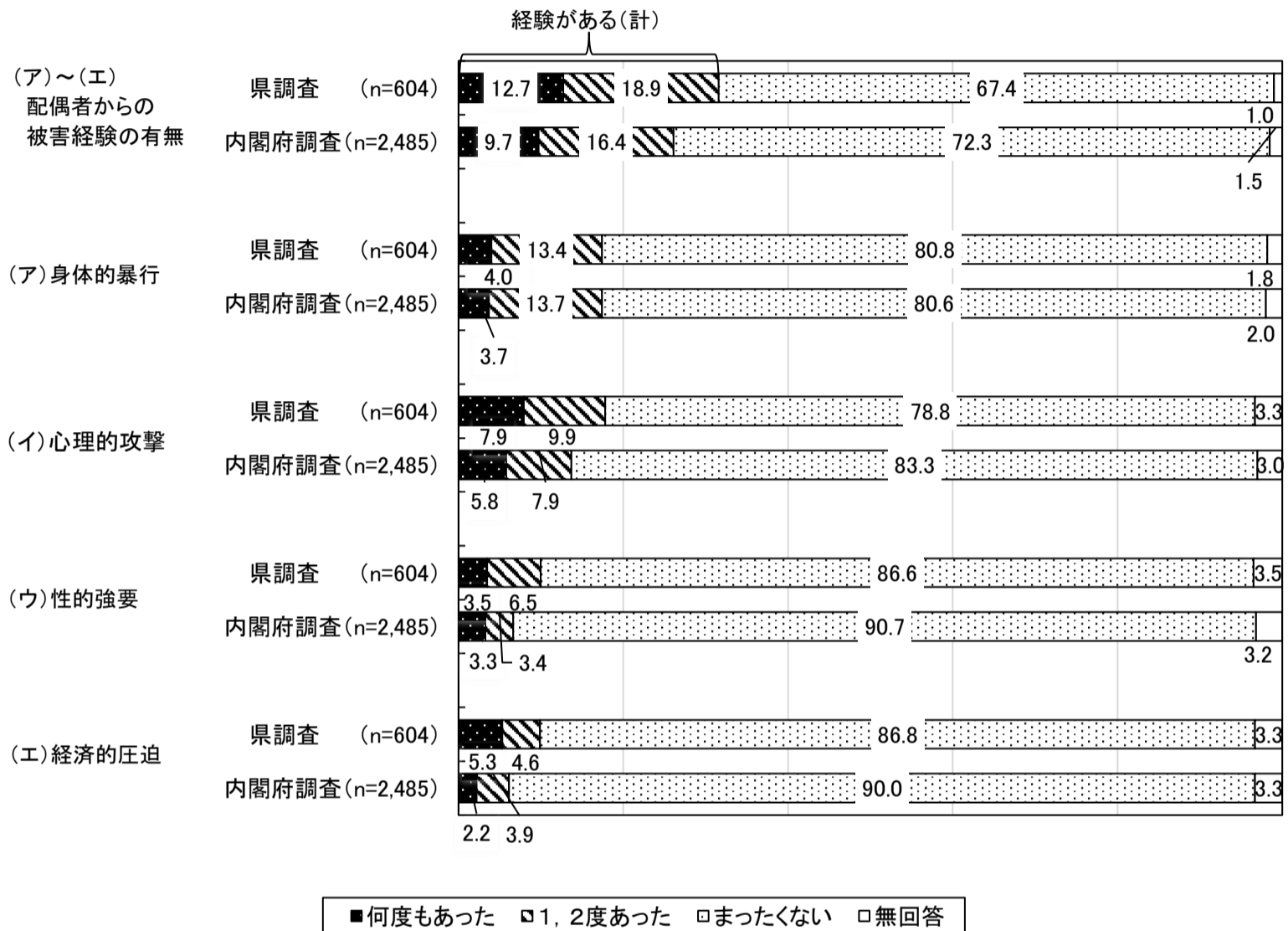
資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)



内閣府調査と比較すると、『経験がある(計)』は“(ア)～(エ) 配偶者からの経験被害の有無”で県調査が内閣府調査よりも5.5ポイント高くなっています。各行為をみると，“(イ) 心理的攻撃”は県調査が内閣府調査よりも4.1ポイント，“(ウ) 性的強要”も県調査が3.3ポイント，“(エ) 経済的圧迫”も県調査が3.8ポイント高くなっています。

図表86 DVの被害経験(千葉県・全国)

(%)

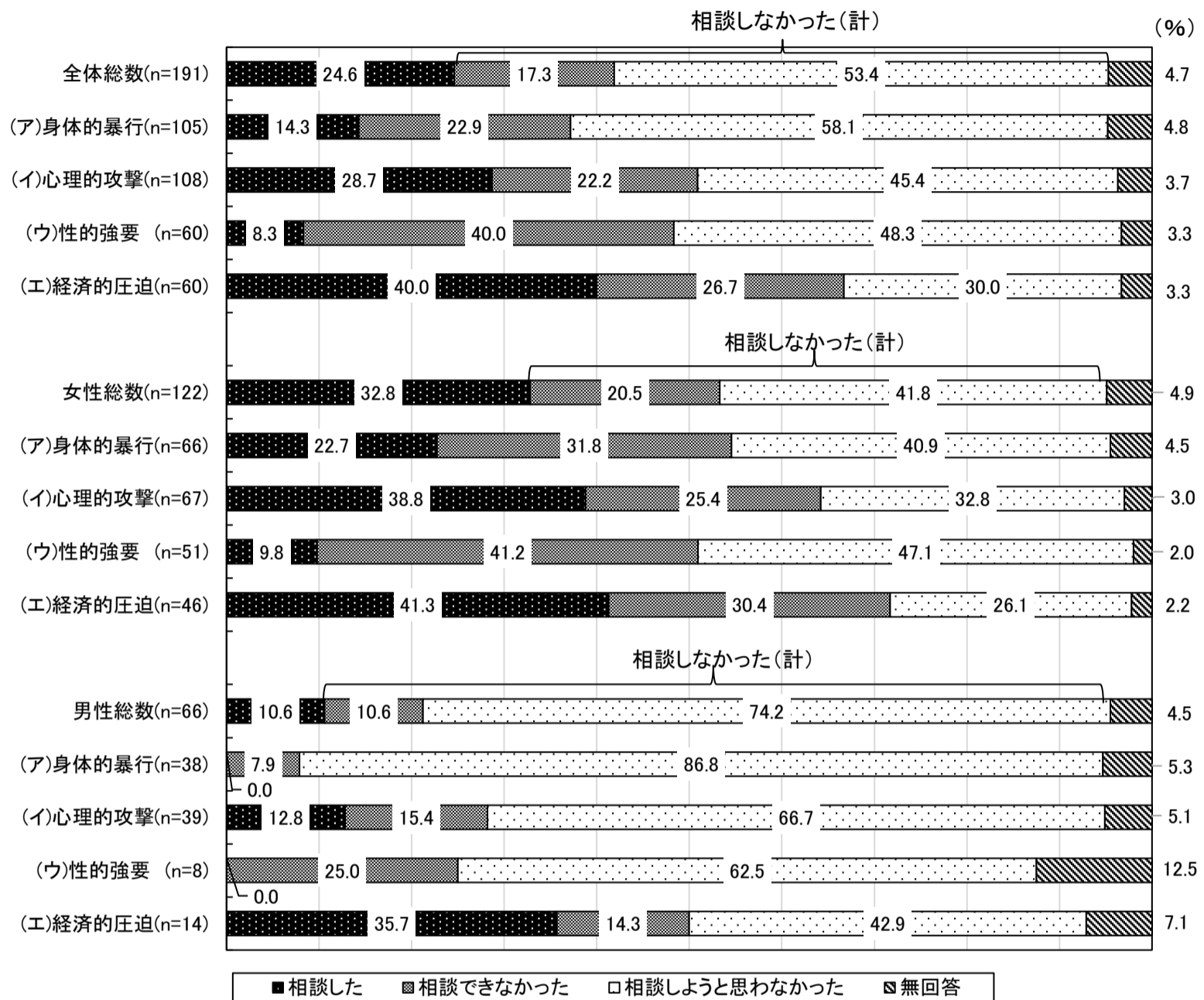


資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

図表87 DV被害の相談有無(千葉県)

県民意識調査において、DV被害の相談有無について聞いたところ、全体総数は、「相談した」が24.6%、「相談できなかった」が17.3%、「相談しようと思わなかった」が53.4%となっています。

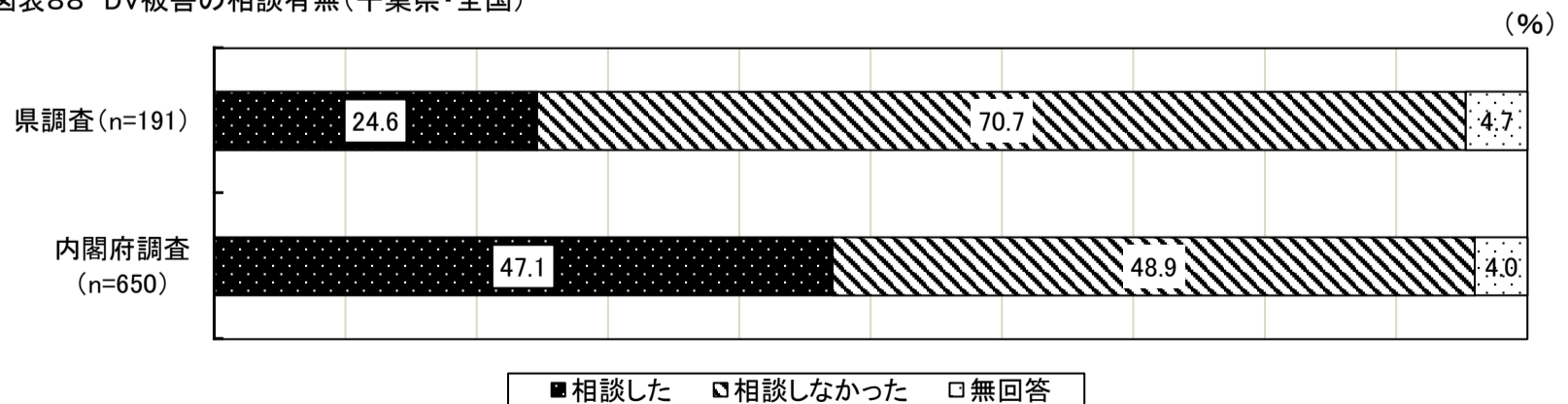
性別でみると、総数で「相談した」は女性が男性よりも22.2ポイント高くなっています。一方、「相談しなかった(計)」は総数、各行為全てで男性が女性よりも高くなっており、総数を比較すると、男性が22.5ポイント高く、「(ア)身体的暴行」では男性が22.0ポイント高くなっています。



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)  
 ※内閣府調査：平成29年度男女間における暴力に関する調査

DV被害の相談有無について、内閣府調査と比較すると、全体総数では、「相談しなかった」が県調査が内閣府調査よりも21.8ポイント高くなっています。

図表88 DV被害の相談有無(千葉県・全国)



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)  
 ※内閣府調査：平成29年度男女間における暴力に関する調査